

就学援助申請書

表面

裏面

志免町教育委員会 様

令和4年度の就学援助を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

令和 4年	〇月	〇〇日	申請	電話(自宅)	092-935-1001	携帯	090-1234-5678	(母)
申請者 (保護者氏名)	志免太郎			印	配偶者	<input checked="" type="radio"/> 有・無		
住所	糟屋郡志免町 志免中央1丁目1番1号(〇〇アパート〇〇〇号)							
小学校	学年	児童氏名	中学校	学年	生徒氏名			
志免中央 小学校	6年	志免 民雄	志免 中学校	3年	志免 町子			
小学校	年		中学校	年				
小学校	年		中学校	年				
小学校	年		中学校	年				
児童・生徒本人を含む生計が同一世帯の状況 ★年齢は4月1日の満年齢です。								
家族の氏名	続柄	年齢	生年月日	仕事(有・無)	備考			
志免太郎	父	45	ⓈH・R51年 11月 11日	<input checked="" type="radio"/> 有・無				
花子	母	44	ⓈH・R53年 2月 24日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無				
町子	本人	14	SⓂR19年 9月 15日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無				
民雄	本人	11	SⓂR22年 9月 20日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無				
※保護者・児童生徒以外に生計を一緒にしている方がいる場合、その方も記入してください								
<ul style="list-style-type: none"> ● 単身赴任で生活費のやりとりがある場合、学生で別居しているきょうだい児に仕送りしている場合なども、「生計同一」となります。その方のお名前もご記入ください。 ● 離婚調停中で別居中などの場合、離婚が成立していない間は原則、父母両方をご記入いただきます。(離婚が成立し、再申請された場合は、その時点の世帯状況で再審査を行います。※申請月からの適用) 								
住宅の状況	持家・ <input checked="" type="radio"/> 借家(家賃月額 50,000 円)							
生計同一の世帯員のうち、令和4年1月1日時点で志免町内に住民登録がなかった者が	<input checked="" type="radio"/> いる・ <input type="radio"/> いない							
前年度志免町で就学援助を	<input checked="" type="radio"/> 受けた・ <input type="radio"/> 受けていない							
申請理由 (該当項目に○印)								
1. 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困窮している。 ※生活保護(教育扶助) 年 月 日 (廃止・停止)								
2. 地方税法に基づく個人事業税の減免、市町村民税の非課税、減免または固定資産税の減免の適用を受けている。								
3. 国民年金法に基づく国民年金保険料の全額免除を受けている。								
4. 国民健康保険法に基づく保険料の減免または徴収の猶予を受けている。								
5. 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(福児扶 No.)								
<input checked="" type="radio"/> 6. その他の経済的な事情により困っている。(下記に具体的に記入)								
父の病気により収入が減少し.....等								

就学援助費振込口座 ★口座名義と申請者(保護者名)は一致すること 【照合】カード・通帳

銀行名	粕屋 銀行	支店名	志免 支店
銀行コード	1 2 3 4	支店番号	1 2 3
口座番号	<input checked="" type="radio"/> 普通・当座 No.	1 2 3 4 5 6 7	
フリガナ	シメタロウ		
口座氏名	志免太郎		

裏面へ続く

誓約事項

私は、志免町教育委員会が行う就学援助に関して次のように誓約します。
なお、下記事項について違反した場合は、教育委員会の処置に従います。

記

1. 就学援助申請書の記入事項は、事実と相違ありません。
2. 就学援助申請書の記載事項に変動を生じた場合は、速やかにお届けします。
3. 申請内容及び世帯の所得金額について、志免町教育委員会が調査・確認することに同意します。
4. 就学援助の対象になっている給食費・学用品費については、滞納しません。
滞納した場合は、就学援助費の支給が学校経由となっても異存ありません。
5. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って援助費を返納します。
6. 就学援助の申請、受給状況について児童生徒の在籍する学校へ通知することに同意します。

委任事項

1. 私は、就学援助費の支給が学校経由と決定された場合は、志免町就学援助規則に基づく援助費の受領に関する一切の権限を児童生徒が在籍する小中学校長を代理人と定め委任します。
2. 私は、上記の事項について認定日から令和5年3月31日まで委任します。

令和〇年 〇月 〇〇日

志免太郎 印

自署の場合は押印不要です。

●家の購入後、ローン返済中の方⇒持家に○
●借家の家賃⇒駐車場代や管理費などを除いた家賃

【R4.1.1時点で志免町外に住んでいた方がいる場合】
「令和4年度所得証明書」の提出が必要となります。
R4.1.1居住地での証明書の発行が可能になり次第、提出してください。